

第1回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 会 議 次 第

日 時：平成16年1月23日(金) 午後1時30分

場 所：白 河 平 安 閣

1 開 会

2 会長、副会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 委嘱状の交付

5 事務局職員の紹介

6 任意協議会設置までの経過等

7 議 事

(1) 報告事項

報告第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定書について

報告第2号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約について

報告第3号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算について

報告第4号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会監事及び顧問の選任について

(2) 協議事項

協議第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(案)について

(白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議傍聴に関する要綱(案))

(白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議録の公開に関する要綱(案))

協議第2号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会日程(案)について

協議第3号 第2回協議会の開催日程について

(3) その他

8 閉 会

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員名簿

第1号委員

氏名	職名	備考
成井英夫	白河市長	会長
滝田国男	表郷村長	副会長
渡部泰夫	大信村長	副会長
横井孝夫	白河市助役	
飯塚俊二	表郷村助役	
鏡敬文	大信村助役	

第2号委員

氏名	職名	備考
大高正人	白河市議会議長	
白井金一	表郷村議会議長	
永山武夫	大信村議会議長	
三森繁	白河市議会副議長	
穂積千束	表郷村議会副議長	
小林光朗	大信村議会副議長	

第3号委員

氏名	職名	備考
深谷久雄	白河市議会議会運営委員長	
荒井一郎	表郷村議会議員	
鈴木勇一	大信村議会総務常任委員長	

第4号委員

氏名	職名	備考
池嶋貞	白河商工会議所会頭	
大越喜平	白河市農業委員会会長	
柳恵子	白河市教育委員会教育委員	
佐川京子	白河市男女共生会議委員	
金内貴弘	白河市民わくわく委員会委員(合併分野)	監事
和知幸男	表郷村農業委員会委員	
滝田知守	表郷村商工会会長	監事
緑川正年	表郷村教育委員会教育委員	
深谷美佐子	表郷村合併言いたい放題サミット副委員長	
鈴木克彦	表郷村合併言いたい放題サミット委員	
添田勝治	大信村行政改革推進委員会会長	
大竹徳一	大信村行政改革推進委員会委員	
大戸文治	大信村行政改革検討委員会委員	
橋本良示	大信村商工会青年部長	監事
添田潔恵	大信村行政改革検討委員会委員	

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局体制

事務局長	木村全孝	白河市合併推進室長
事務局次長(総括)	加藤俊夫	白河市合併推進室長補佐
総務班		
総務班長	秦啓太	白河市合併推進室主任主査兼係
主任	遠藤修一	白河市合併推進室副主査
計画班		
事務局次長 兼計画班長	角田一郎	表郷村企画調整課主任主査
主任	鈴木亮	白河市合併推進室副主査
主任	森健志	大信村総務課主査
調整班		
事務局次長 兼調整班長	鈴木昌美	大信村総務課主幹兼課長補佐
主任	菊地浩明	白河市合併推進室主査
主任	鈴木正和	表郷村企画調整課主事

事務局所在地及び連絡先

所在地	白河市大手町3番地8	
連絡先	TEL:0248-31-2118	FAX:0248-27-1266

任意協議会設置までの経過

地方分権への対応を検討するため、平成10年度から2年間にわたり、「白河地方広域行政体制研究会」を広域市町村圏構成12市町村で設立し、主として広域連合制度についての調査・研究を行ってきた。

平成12年9月1日、白河市及び西白河郡町村のみで「西白河地方市町村合併研究会」（以下「合併研究会」という。）を設立し、合併を前提としないことを条件に、合併のメリット・デメリット、先進事例等について調査・研究を進めてきた。

合併研究会において、「西白河地方市町村広域行政推進のための基礎調査」を（財）シンクタンクふくしまに委託して実施した。

この間、白河青年会議所メンバーを中心に、西白河地方8市町村を対象とした法定合併協議会の設置に関する住民発議運動が展開され、平成14年1月に直接請求が提出された。

当該直接請求が各市町村議会に付議された結果は、法定合併協議会設置を可決したのが3市村（白河市、表郷村、大信村）、否決したのが5町村（西郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町）となり、結果として法定合併協議会の設置実現には至らなかった。

法定合併協議会設置に係る直接請求が5町村で否決されたことにより、合併研究会は今後の進め方の具体的方向性を見出せないまま、休眠状態に入った。

平成14年11月、白河市に「合併プロジェクトチーム」が設置された。

平成14年12月の西白河地方定例市町村会の席上において、白河市長より西白河地方8市町村による任意の合併協議会設置の提案を行ったが、時期尚早であり休眠状態となっている合併研究会の中で事務レベルの協議を行うべきとの意見が強く、任意協議会設置には至らなかった。

市町村会の意向を受け、平成14年12月末に合併研究会の下部組織である各市町村合併担当課長からなる幹事会を開催し、今後の進め方等について協議を行ったが、各市町村で考え方に温度差があり、具体的方向性を見出せないまま、再度休眠状態に陥った。

これと前後して、矢吹町・東村を中心とした新たな動きが報じられるなど、合併をめぐる西白河郡を取り巻く状況にも変化がみられた。

平成15年1月、白河市において「白河市民わくわく委員会（合併分野）」が設置された。

平成15年5月1日の西白河地方定例市町村会の席上において、町村会長である中島村長より「市町村合併について真剣に話し合う（協議の場を持つ）時期ではないか」との意見が出され、協議の結果、改めて協議の場を持つことで一致した。

その後、定例市町村会や助役会で、合併についての協議が行われてきたが、具体的な進展はなかった。

平成15年7月、大信村において、全世帯を対象とする「市町村合併に関する住民意識調査」が行われた。

平成 15 年 9 月、表郷村において、「表郷村合併言いたい放題サミット」が設置された。

平成 15 年 10 月 3 日、8 市町村の首長が参加し、総務省職員による「市町村合併に関する説明会」が開催された。

平成 15 年 10 月下旬に、白河市長及び助役で西白河郡内各町村を訪問し、「白河市との任意の合併協議会の設置」についての打診を行った。

表郷村及び大信村において、市町村合併は避けては通れない課題として真剣に検討していかなければならないという観点から、合併についてさらなる検討を進めるべきであるとの村長及び議会の判断を得て、任意協議会の設置の方針が確認された。

平成 15 年 12 月 24 日、白河市において、「白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定調印式」が執り行われ、協議会事務局が設置された。

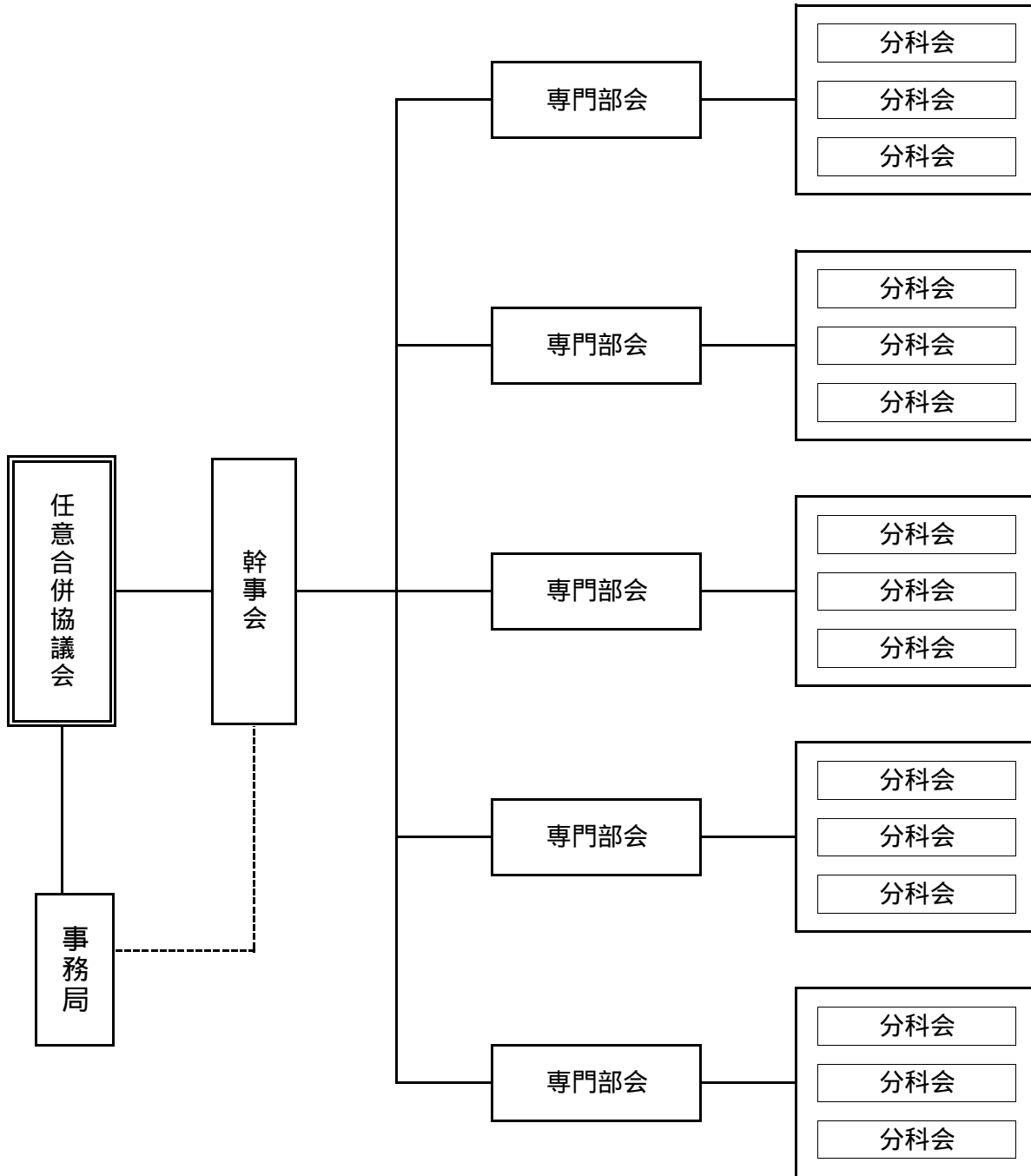
平成 16 年 1 月 23 日、第 1 回の任意協議会が白河市内において開催される。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の位置付け

任意合併協議会は、一般に、法定協議会を設置するに先立っての予備的な協議の場として、事前の調整を行うことを目的として任意に設置されるものである。白河市・表郷村・大信村任意合併協議会においても、法定協議会における正式な協議に先立つ予備的な協議を行う場として、各市村と連携しながら、概ね次の事項に係る業務を行う予定とする。

- 1 新市の将来構想の策定
- 2 財政シミュレーション
- 3 上記1及び2の内容をまとめた概要版の作成、住民への配布
- 4 事務事業の一元化
- 5 住民意識調査
- 6 住民説明会（各市村主体）
- 7 法定協議会への意向についての検討

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 組織構成



第1回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

報告事項

- 報告第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定書について
- 報告第2号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約について
- 報告第3号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算について
- 報告第4号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会監事及び顧問の選任について

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会設置に関する協定書

白河市、表郷村及び大信村（以下「関係市村」という。）は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の設置に関して、関係市村の長の協議に基づき、下記のとおり協定する。


記

- 1 協議会の設置
関係市村は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の運営に必要な経費及び負担割合
協議会の運営に必要な経費は、関係市村の負担金、県交付金及びその他の収入をもって充てることとし、関係市村の負担割合については、人口割（白河市80%・表郷村12%・大信村8%）とするものとする。
- 3 協議会における会長及び副会長の選任
 - (1) 会長には、白河市長 成井英夫を選任する。
 - (2) 副会長には、表郷村長 滝田国男及び大信村長 渡部泰夫を選任する。
- 4 協議会の規約
協議会の規約については、別紙「白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約」のとおりとする。
- 5 関係市村
関係市村の構成等に変更がある場合には、別途協議する。


この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成15年12月24日

白河市
代表者 白河市長

成井 英夫 

表郷村
代表者 表郷村長

滝田 国男 

大信村
代表者 大信村長

渡部 泰夫 

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 白河市、表郷村及び大信村(以下「関係市村」という。)は、関係市村の合併に関する諸問題について検討及び協議を行うため、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市村の合併に関する検討及び協議
- (2) 関係市村の合併後の新市建設計画案に関する協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市村の合併に関して必要な事項の協議

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係市村の長及び助役
 - (2) 関係市村の議会の議長及び副議長
 - (3) 関係市村の議会が選出した議員 各1人
 - (4) 関係市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5人
- 2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監事 3人
- 2 会長には白河市長を、副会長には表郷村長及び大信村長をもって充てる。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第2条に規定する協議会の事務について助言することができる。
- 3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会長は、会議の議長となる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。
(関係職員等の出席)
- 第8条 協議会は、必要に応じて関係市村の職員等の出席を求め、説明又は意見の聴取をすることができる。
(事務局)
- 第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 協議会の事務局は、白河市に置く。
 - 3 事務局の事務に従事する職員は、関係市村の長が協議して定めた者をもって充てる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(幹事会)
- 第10条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会の経費)
- 第11条 協議会の運営に要する経費は、関係市村が協議して別に定める。
(財務)
- 第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(報償及び費用弁償)
- 第13条 協議会の委員は、報償及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。
(協議会解散の場合の措置)
- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
(補則)
- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年12月24日から施行する。

平成15年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 予算

1 総括

【収入】

(単位:千円)

款	本年度予算額
1 分担金及び負担金	4,731
2 県支出金	8,000
4 諸収入	1
収入合計	12,732

【支出】

(単位:千円)

款	本年度予算額
1 協議会費	12,482
2 予備費	250
支出合計	12,732

2 収入

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	本年度予算額の財源内訳			節		説 明
		特定財源		一般財源	区 分	金 額	
		県支出金	その他				
1 分担金及び負担金	4,731			4,731		4,731	
1 負担金	4,731			4,731		4,731	
1 負担金	4,731			4,731	1 関係市村負担金	4,731	白河市 3,785 表郷村 568 大信村 378 ・人口割 白河市 80% 表郷村 12% 大信村 8%
2 県支出金	8,000	8,000				8,000	
1 県補助金	8,000	8,000				8,000	
1 県補助金	8,000	8,000			1 県補助金	8,000	広域行政体制整備推進事業交付金
4 諸収入	1		1			1	
1 諸収入	1		1			1	
1 諸収入	1		1		1 雑入	1	預金利子等
収入合計	12,732	8,000	1	4,731		12,732	

3 支出

(単位:千円)

款 項 目	本年度予算額	本年度予算額の財源内訳			節		説 明
		特定財源		一般財源	区 分	金 額	
		県支出金	その他				
1 協議会費	12,482	8,000	1	4,481		12,482	
1 協議会費	12,482	8,000	1	4,481		12,482	
1 協議会費	12,482	8,000	1	4,481	7 賃金	342	・臨時職員賃金
					8 報償費	432	・協議会委員報償
					9 旅費	370	・普通旅費
					11 需用費	1,197	・消耗品費 156 ・燃料費 55 ・印刷製本費 756 ・光熱水費 180 ・食糧費 50
					12 役務費	183	・通信運搬費
					13 委託料	8,558	・新市将来構想策定業務 4,305 ・財政シミュレーション作成業務 1,365 ・住民アンケート調査業務 420 ・事務事業一元化業務 2,310 ・会議録作成業務 158
					14 使用料及び賃借料	300	・会場使用料 90 ・事務機使用料 210
					18 備品購入費	1,100	・庁用器具等購入費
2 予備費	250			250		250	
1 予備費	250			250		250	
1 予備費	250			250	1 予備費	250	
支出合計	12,732	8,000	1	4,731		12,732	

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算執行状況報告
(白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規程附則第4項に基づく報告)

平成16年1月22日現在

収入の部

(単位:円)

款 項 目	節		収 入 済 額	摘 要
	区 分	予 算 額		
1 分担金及び負担金	1 関係市村負担金	4,731,000	3,785,000	白河市
	1 負担金		568,000	表郷村
	1 負担金		378,000	大信村
2 県支出金	1 県補助金	8,000,000	0	
	1 県補助金			
	1 県補助金			
4 諸収入	1 雑入	1,000	0	
	1 諸収入			
	1 諸収入			
収入合計		12,732,000	4,731,000	

支出の部

(単位:円)

款 項 目	節		執 行 済 額	摘 要	
	区 分	予 算 額			
1 協議会費		12,482,000	512,454		
	1 協議会費	12,482,000	512,454		
	1 協議会費	7 賃金	342,000	0	
		8 報償費	432,000	0	
		9 旅費	370,000	0	
		11 需用費	1,197,000	230,235	書籍、ゴム印ほか事務用品
		12 役務費	183,000	0	
		13 委託料	8,558,000	0	
		14 使用料及び賃借料	300,000	13,650	調印式時の会場借上げ代
		18 備品購入費	1,100,000	268,569	公印、プリンターほか
2 予備費		250,000	0		
	1 予備費	250,000	0		
	1 予備費	1 予備費	250,000	0	
支出合計		12,732,000	512,454		

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会監事及び顧問の選任について

1 監 事（規約第4条第3項）

氏 名	役 職
金 内 貴 弘	白河市市民わくわく委員会委員(合併分野)
滝 田 知 守	表郷村商工会会長
橋 本 良 示	大信村商工会青年部長

2 顧 問（規約第6条）

氏 名	役 職
村 瀬 久 子	福島県県南地方振興局長
斎 須 秀 行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事

第1回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

協議事項

- 協議第1号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(案)について
(白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議傍聴に関する要綱(案))
(白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議録の公開に関する要綱(案))
- 協議第2号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会日程(案)について
- 協議第3号 第2回協議会の開催日程について

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第4項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合には、規約第4条に規定する会長（以下「会長」という。）は、規約第3条に規定する委員（以下「委員」という。）にこれを諮るものとし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見の調整ができず、会議の進行に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決することができるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議の傍聴に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会場の収容可能人員数にもよるが、20人以内とする。

第3 傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(第1号様式)に住所、氏名及び年齢を記入の上、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に提出し、傍聴証(第2号様式)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

第4 傍聴証の返還

傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

第5 傍聴席に入ることができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。

- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第7 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

第8 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

第9 職員の指示

傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

第10 違反に対する措置

傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月23日から施行する。

(第1号様式)

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議傍聴届

このことについて、下記により傍聴を希望します。

なお、傍聴するに当たっては、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議の傍聴に関する要綱の定めを遵守することを約束します。

1 傍聴を希望する会議の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成 年 月 日 午後・午後 時 分	

2 傍聴を希望する者の住所、氏名、年齢

住 所	氏 名	年 齢

NO.
第2号様式
白河市・表郷村・大信村任意合併協議会
会議傍聴証

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議録の公開に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議運営規程(以下「会議運営規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公開する会議録等

公開する会議録等は、当該文書の写しとする。

第3 会議録等の非公開

会議運営規定第2条第1項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を公開しないこととした場合における会議録等は、これに係る全部又は一部について公開しない。

第4 会議録等の公開場所及び時間

会議録の公開場所は、協議会の構成市村又は事務局の所定の場所とし、その時間は、当該市村又は事務局の執務時間内とする。

第5 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月23日から施行する。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会日程(案)について

協議会は、次の日程により、白河市・表郷村・大信村の3市村の合併に関する協議を行う。

項 目	月別スケジュール				
	平成16年1月	平成16年2月	平成16年3月	平成16年4月	平成16年5月
新市の将来 構想策定	基礎データ収集・分析、実態 調査の実施、新市将来構想の 立案・作成・とりまとめ		概要版の作成	調整、取りまとめ、財政計画 への反映	
財政シミュ レーション	各市村及び新市の財政シミュ レーション			調整、取りまとめ、財政計画 への反映	
事務事業の 一元化	事務事業一覧 表作成	事務事業洗い 出し説明会	現況調査票の作成、事務事業の洗い出し作業		
住民意識調 査				住民意識調査、集計、分析	
住民説明会				住民説明会	
協議会会議	第1回協議会 白河市	第2回協議会 表郷村	第3回協議会 大信村	第4回協議会 白河市	第5回協議会 表郷村
広 報	協議会ホーム ページ開設(以 降逐次修正)	協議会会報 (第1号)	協議会会報 (第2号)	協議会会報 (第3号)	協議会会報 (第4号)

合併協議スケジュール案

	任意合併協議会(6ヶ月)						合併協議第 期(10ヶ月)									合併準備期・合併期日											
	平成15年度			平成16年度			平成18年度									平成17年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
合併協議会	任意協議会予算検討 協議会の設置 協定書の調印	委嘱状の交付 協議会の設置 立ち上げ 状況報告等	基本理念部分報告 議論等	状況報告 議論等	状況報告 議論等	法定協議会での設置 各市村協議会での法定協議会設置の議決	新市建設計画案・ 財政計画案の協議		協定項目の協議・決定						新市建設計画の決定		各市村協議会での合併議決 合併協定書の調印			合併協議会廃止の議決 市村長職務執行者の選任 新市誕生(仮定)							
事務所の仕事 県との協議事項等 24	協議会ホームページ開設等 事務局の設置								県事業量見込調査	県との連絡調整開始	将来構想(新市建設計画案)の作成	将来構想、財政計画(案)を県に説明	新市建設計画の県への事前協議	新市建設計画の県への正式協議	新市建設計画を県知事に正式送付	県知事に合併申請書提出			閉市村式、閉庁式準備 合併施行広報啓発開始		閉市村式、閉庁式						
財政シミュレーション	各市村別財政シミュレーション		合併支援措置等を活用した新市財政シミュレーション			調整・取りまとめ財政計画への反映			新市建設計画(財政計画)に合わせた財政シミュレーション																		
新市将来構想・新市建設計画の策定	基礎データ分析調査・実態調査		新市将来構想の立案・作成・とりまとめ			調整・取りまとめ建設計画への反映			新市建設計画骨格案の策定			新市建設計画の立案・作成		新市建設計画の調整・修正・確定													
事務事業一元化	事務事業名一覧表の作成		各市村事務事業洗い出し説明会実施			洗い出し作業			各事務事業ごとに専門部会・分科会にて課題抽出・調整方針の検討・確定																		
新規規立案・策定	合併に係る例規整備一覧表の作成		例規の調整方針の検討・決定			例規原案作成調書の調整・検討			例規原案作成のための基本方針・統一要領の作成			第一次原案の作成				第二次原案の作成			例規原案の最終修正・例規原案・例規データ・専決処分書・仮例規の納品								
合併協議会たよりの編集・印刷・配布	必要に応じて随時(協議会開催後実施)																										
合併に関する住民意識調査			住民意識調査票設計			住民意識調査配布・回収・集計分析・報告																					
住民説明会			将来構想ダイジェスト版の作成			関係市町村において実施												建設計画ダイジェスト版の作成		関係市町村において実施							
電算統合							電算化・非電算化の抽出・現状分析			基本方針策定		導入計画策定		業者選定		新市システム導入・仮移動											

第2回協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年2月下旬	表郷村

第1回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

配付資料

- 配付資料1 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局規程
- 配付資料2 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会幹事会規程
- 配付資料3 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規程
- 配付資料4 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員等の報償及び費用弁償に関する規程

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約第9条第4項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)の事務所の位置は、次のとおりとする。

位 置 白河市大手町3番地の8

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(組織及び分掌事務)

第4条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 前項の各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第5条 事務局に事務局長、事務局次長、班長及び主任の職員を置く。

2 前項の職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(職員の職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

3 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を統括する。

4 主任は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

(決裁)

第7条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提出する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要と認める事項に関すること。

(専決事項)

第 8 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 収入調定及び支出命令並びに 1 件につき 5 0 万円未満の支出負担行為に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 軽易な通知、照会、回答及び各種調査の実施に関する事。
- (2) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令及び出張命令に関する事。
- (5) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第 9 条 会長が不在のときは、協議会の副会長 (以下「副会長」という。) がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第 1 0 条 事務局における文書の収受、発送、処理、施行、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公印の取扱い)

第 1 1 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理等は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

第 1 2 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、会長が別に定める。

(給与等)

第 1 3 条 事務局の職員の給料、職員手当及び共済費等については、それぞれの職員の属する市村の負担とする。

- 2 職員の旅費については、会長が別に定め、協議会が支給する。

(補則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

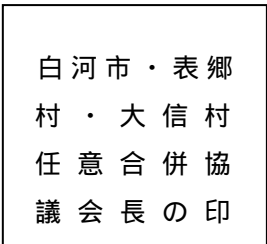
附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 協議会の予算に関すること。 3 協議会の会議の運営に関すること。 4 協議会の会議資料の調整に関すること。 5 国及び福島県との調整に関すること。 6 合併に係る広報に関すること。 7 幹事会に関すること。 8 職員研修に関すること。 9 法定協議会への移行に関すること。
計画班	1 新市将来構想に関すること。 2 財政シミュレーションに関すること。 3 合併基本項目の調整に関すること。 4 合併に関する住民意識調査の実施に関すること。 5 市村との共同による住民説明会等に関すること。 6 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。
調整班	1 事務事業の現況把握及び調整に関すること。 2 一部事務組合等との調整に関すること。 3 公共的団体等の取扱いに関すること。 4 条例、規則等の取扱いに関すること。 5 上記に係る各専門部会及び分科会に関すること。

別表第2（第11条関係）

名 称	ひ な 形	寸法 (mm)	書 体	用 途	個数
白河市・表郷村・大信村任意合併協議会長の印	 <p>白河市・表郷村・大信村任意合併協議会長の印</p>	方21	てん書体	白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の一般文書用	1

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、合併に必要な事項について協議し、又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事会は、幹事6名をもって組織する。

2 幹事は、白河市、表郷村及び大信村の各助役並びに白河市総務部長、表郷村企画調整課長及び大信村総務課長をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会に次の役員を置き、幹事のうちから互選する。

(1) 幹事長 1人

(2) 副幹事長 2人

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約第12条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の財務について、必要な事項を定めるものとする。

(収入支出予算)

第2条 協議会の予算は、白河市、表郷村及び大信村（以下「関係市村」という。）の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度収入支出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに関係市村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(収入支出予算の款等の区分)

第4条 収入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、支出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、当該決算の写しを関係市村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年12月24日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、第1回協議会時の報告をもって協議会の承認に代えることができる。

3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき収入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続により、これを行うことができる。

4 会長は、前項の規定により収入又は支出した場合は、その内容を明らかにして第1回協議会に報告しなければならない。

別表第1(第4条関係)

収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係)

支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会委員等の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報償及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 協議会の役員、委員及び顧問（以下「協議会委員等」という。）の報償は、月額6,000円とする。ただし、白河市、表郷村、大信村その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために白河市及び西白河郡内の町村以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報償及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。
